

平成二十年政令第二百七十八号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律施行令  
内閣は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅費）

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の政令で定める旅費の額は、鉄道の便のある区間の陸路旅行に要する鉄道賃、船舶の便のある区間の水路旅行に要する船賃、鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に要する路賃及び航空機を利用する特別の事由がある場合における航空旅行に要する航空賃の合計額とする。

2 前項の鉄道賃及び船賃の額は、旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては下級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金、普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する特別急行列車若しくは普通急行料金を徴する特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行の場合は、切符の端数は、切り捨てる。）による。

3 第一項の路賃の額は、一キロメートルごとに三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

4 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかるわらず、路賃の額は、実費額による。

5 第一項の航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（日当）

第二条 法第五条第二項の政令で定める日当の額は、公判期日又は公判準備への出席及びそのための旅行（次条において「出席等」という。）に必要な日数に応じ、一日当たり千七百円とする。（宿泊料）

第三条 法第五条第二項の政令で定める宿泊料の額は、出席等に必要な夜数に応じ、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）次条において「旅費」という。別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円、同表に定める乙地方である場合においては七千八百円とする。

（被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る被害者参加旅費等の額）

第四条 被害者参加人の本邦（旅費法第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下この条において同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る法第五条第一項の政令で定める旅費、日当及び宿泊料の額については、被害者参加人を一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者であるものとみなして、旅費法第十一條、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旅費法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅宿泊料

費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）

第三十一条第一項

旅費は、前章

第十二条

第五号

第三十二条

第五号

第三十三条

第四号

第三十四条

第二項

第三十五条

第二項

第三十六条

第二項

第三十七条

第二項

第三十八条

第二項

第三十九条

第二項

第四十条

第二項

第四十一条

第二項

第四十二条

第二項

第四十三条

第二項

第四十四条

第二項

第四十五条

第二項

第四十六条

第二項

第四十七条

第二項

第四十八条

第二項

第四十九条

第二項

第五十条

第二項

第五十一条

第二項

第五十二条

第二項

第五十三条

第二項

第五十四条

第二項

第五十五条

第二項

第五十六条

第二項

第五十七条

第二項

第五十八条

第二項

第五十九条

第二項

第六十条

第二項

第六十一条

第二項

第六十二条

第二項

第六十三条

第二項

第六十四条

第二項

第六十五条

第二項

第六十六条

第二項

第六十七条

第二項

第六十八条

第二項

第六十九条

第二項

第七十条

第二項

第七十一条

第二項

第七十二条

第二項

第七十三条

第二項

第七十四条

第二項

第七十五条

第二項

第七十六条

第二項

第七十七条

第二項

第七十八条

第二項

第七十九条

第二項

第八十条

第二項

第八十一条

第二項

第八十二条

第二項

第八十三条

第二項

第八十四条

第二項

第八十五条

第二項

第八十六条

第二項

第八十七条

第二項

第八十八条

第二項

第八十九条

第二項

第九十条

第二項

第九十一条

第二項

第九十二条

第二項

第九十三条

第二項

第九十四条

第二項

第九十五条

第二項

第九十六条

第二項

第九十七条

第二項

第九十八条

第二項

第九十九条

第二項

第一百条

第二項

第一百一条

第二項

第一百二条

第二項

第一百三条

第二項

第一百四条

第二項

第一百五条

第二項

第一百六条

第二項

第一百七条

第二項

第一百八条

第二項

第一百九条

第二項

第一百十条

第二項

第一百十一条

第二項

第一百十二条

第二項

第一百十三条

第二項

第一百十四条

第二項

第一百十五条

第二項

第一百十六条

第二項

第一百十七条

第二項

第一百十八条

第二項

第一百十九条

第二項

第一百二十条

第二項

第一百二十二条

第二項

第一百二十三条

第二項

第一百二十四条

第二項

第一百二十五条

第二項

第一百二十六条

第二項

第一百二十七条

第二項

第一百二十八条

第二項

第一百二十九条

第二項

第一百三十条

第二項

第一百三十一条

第二項

第一百三十二条

第二項

第一百三十三条

第二項

第一百三十四条

第二項

第一百三十五条

第二項

第一百三十六条

第二項

第一百三十七条

第二項

第一百三十八条

第二項

第一百三十九条

第二項

第一百四十条

第二項

第一百四十一条

第二項

第一百四十二条

第二項

第一百四十三条

第二項

第一百四十四条

第二項

第一百四十五条

第二項

第一百四十六条

第二項

第一百四十七条

第二項

第一百四十八条

第二項

第一百四十九条

第二項

第一百五十条

第二項

第一百五十一条

第二項

第一百五十十二条

第二項

第一百五十十三条

第二項

第一百五十十四条

第二項

第一百五十十五条

第二項

第一百五十十六条

第二項

第一百五十十七条

第二項

第一百五十十八条

第二項

第一百五十十九条

(法第十一條第一項の資産)

第七条 法第十一條第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六条第三項の規定により金融機関が自己宛てに振り出した小切手
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対する貯金
- 三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条の規定により管理される労働者又は船員の貯蓄金
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十八条第一項若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百十二条第一項に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項に規定する事業団に対する加入者の貯金

第八条 法第十一條第一項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十年法律第十九号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

(郵便貯金に係る経過措置)

- 2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金は、第七条の規定の適用については、同条第二号に掲げる資産とみなす。

附 則 (平成二十五年一月一日政令第三〇六号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。